

若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施します

平成29年12月21日

茨城県消費生活センター

1 目的

就職や進学など生活環境が変わる時期を迎える若者は、社会経験の少なさから悪質商法などの消費者被害に遭いやすく、また、悪質な業者は、未成年者契約の取り消しが出来なくなる20歳過ぎをターゲットとするなど様々な手口で若者を狙っています。

このため、茨城県消費生活センターでは、例年、関東甲信越地区の都県、政令指定都市等の消費生活センター及び国民生活センターと共に、成人式から卒業・就職の時期にあたる1月から3月の期間、県内市町村及び関係機関と協力して若者の悪質商法による被害防止のため、キャンペーンを実施します。

2 主催

茨城県消費生活センター

3 共催

関東甲信越の1都9県6政令指定都市および独立行政法人国民生活センター
茨城県市町村消費者行政推進協議会（県内44市町村等で構成）

4 実施期間

平成30年1月から3月まで（3ヵ月間）

5 主な取り組み

(1) 県消費生活センターの事業

① 啓発リーフレット等を配布します

図書館、自動車教習所、県内高等学校3年生、大学・各種専修学校・看護学校、及び県内主要な郵便局、茨城県バス協会等へ啓発リーフレット・ポスターを配布します。

② 消費者教育講師を無料で派遣します

各地で行われる集まりや学校に、茨城県消費者教育講師（消費者問題の専門家）を無料で派遣し、悪質商法の手口や対処法などをわかりやすく説明します。

③ ラジオ、新聞等で啓発活動を行います

茨城放送、新聞、関係団体の広報紙等で、若者に多い悪質商法に関する情報をお知らせします。また、県庁2階県政広報コーナーにて、若者に多いトラブル事例等のパネル展示を行います。

(2) 市町村の事業

県内の市町村ではキャンペーン期間中、成人式でのリーフレット配布、街頭PR活動や出前講座の実施、ホームページ・広報誌・回覧板での啓発等の事業を実施します。

(3) 郵便局においては、包括連携が締結されたことから、キャンペーン期間中、県内の主要な郵便局内

にポスターの掲示，リーフレットを設置して啓発します。

茨城県バス協会においては，キャンペーン期間中，県内の主要なバス会社の若者の利用が多い路線バス内にポスターの掲示をして啓発します。

6 その他

(1) 全国共通・局番なし「消費者ホットライン188番」へご相談ください。

お近くの消費生活センター等窓口，又は国民生活センターへつながります。

※県消費生活センターでは日曜日も電話相談をお受けします。(年末・年始除く)

(2) 添付資料

- ・平成 29 年度若者向け悪質商法被害防止キャンペーン実施計画書(県内市町村)
- ・茨城県内の消費生活相談窓口における若者の消費者被害の苦情相談状況(平成 28 年度)
- ・関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンリーフレット

(3) 若者の被害の概要

県内の消費生活センターには毎年多くの相談が寄せられており，このうち，20 歳未満及び 20 歳代の若者の相談は，苦情相談全体の約 10.2%を占めています。(平成 28 年度実績：苦情相談件数 19,115 件。うち，20 歳代の相談が 1,555 件，20 歳未満の相談が 404 件 PIO-NET 調べ)

「簡単に儲かるいい話がある」と友人や知人を販売組織に誘い込むマルチ商法，駅前や繁華街の路上等で「無料体験」「アンケートに答えて」と声をかけ，呼び止めるキャッチセールス，異性からの電話やメールで「会って話がしたい」などと販売目的を告げずに呼び出すアポイントメントセールスなど，手口はますます巧妙化しています。また，最近は SNS をきっかけとしたトラブルも増えています。